

# 入札公告

## 電気供給契約

下記のとおり一般競争入札に付します。

### 記

#### 1 契約内容

- (1) 契約名 電気供給契約
- (2) 供給場所 東京都立川市錦町四丁目2番22号
- (3) 契約内容 別紙による
- (4) 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

#### 2 競争参加資格

- (1) 本件契約を締結する能力を有する者であること又は破産者であった者はすでに復権を得ていること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

#### 3 入札手続等

- (1) 担当部課  
〒190-8531  
東京都立川市錦町四丁目2番22号  
立川病院 施設課 電話 042-523-3131 FAX042-523-3699

#### 4 入札説明会および供給内容の配布

- (1) 日 時 随時
- (2) 場 所 施設課

#### 5 入札日時、場所

- (1) 日 時 令和7年2月12日 11:00開始
- (2) 場 所 立川病院 管理棟4階 第3会議室

#### 6 質疑応答 随時

#### 7 入札公告期間 令和7年1月30日 ～ 令和7年2月11日

#### 8 入札金額 入札金額は1年間の金額とする。

#### 9 入札保証金及び契約保証金 免除

#### 10 支払い条件 支払請求書を受領した日から起算して40日以内に支払うものとする。

令和7年1月30日  
国家公務員共済組合連合  
会 立川病院

## 電力供給仕様書

### 1 件名

国家公務員共済組合連合会 立川病院で使用する業務用電力の供給

### 2 概要

- (1) 需要場所 東京都立川市錦町四丁目2番22号  
国家公務員共済組合連合会 立川病院
- (2) 業種及び用途 病院
- (3) 供給期間 令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで

### 3 電力の仕様

- (1) 供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式
  - ① 供給電気方式、交流3相3線式
  - ② 標準電圧 6,000V
  - ③ 計量電圧 6,000V
  - ④ 標準周波数 50Hz
  - ⑤ 受電方式 常用
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
  - ① 契約電力 1,300kW
  - ② 予定使用電力量 6,010,445kWh/年（月別の予定使用電力量は、別紙の通り）
- (3) 需給地点  
当該地域を管轄する一般送配電事業者の約款等に定める供給地点とする。
- (4) 電気工作物の財産分界点  
需給地点と同じ。
- (5) 保安上の責任分界点  
需給地点と同じ。
- (6) 電力の計量
  - ① 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定に必要な使用電力量、最大需要電力（需用電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計測される値をいう。）及び力率の計量は、一般送配電事業者にて設置された計量器により行うものとする。

- ② 計量日は毎月 27 日とし、計量結果（使用電力量、最大需要電力、力率、契約電力等）を速やかに供給場所へ通知すること。ただし、本契約の供給開始日までに計量日の設定変更が間に合わない場合は、その変更が完了するまでは協議の上、計量日を決定する。

(7) 電気料金の算定等

- ① 電気料金の算定は、1 ヶ月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）の使用電力量により算定する。
- ② 電気料金は、次に掲げる料金を合算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）とする。

ア 基本料金

契約電力、基本料金単価及び力率を用いて次に定める算式により算出する。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{常用の基本料金単価} \times (185 - \text{力率}) / 100 \\ \text{及び契約電力} \times \text{予備線の基本料金単価}$$

イ 電力量料金

使用電力量及び電力量料金単価を用いて次に定める算式により算出する。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

ウ 燃料費調整・市場調整額

燃料費調整・市場調整額は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が採用する令和 7 年 2 月 1 日時点の基準を用いて計算し、一年間分を計上すること。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は令和 7 年 2 月 1 日時点での単価により計算し、一年間分を計上すること。

オ上記以外で設備等による料金設定がある場合はその料金

4 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。

- (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 kW とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1 kW 時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
- (3) 力率の単位は、1 % とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

5 消費税法の改正に基づく改定

契約期間内に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正による消費税率の変更があった場合における契約単価は、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

## 6 その他

### (1) 電力の力率

入札価格算定時の電力の力率は、100%とする。

### (2) 電気予定年間使用量未達

契約期間中における予定使用電力量を予定年間使用量とし、年間の実績使用量が予定年間使用量に達しない場合でも、料金の追加請求は行わない。

### (3) 契約電力及び契約単価の変更等

ア 契約電力を変更する必要があると認めるときは、国家公務員共済組合連合会立川病院と供給者で協議の上、これを変更することができる。

イ 国家公務員共済組合連合会立川病院が契約電力を超えて電力を使用した場合の超過料金の扱いは、国家公務員共済組合連合会立川病院と供給者で協議の上定める。

### (4) 電力に係る通信設備等

ア 当該地域を管轄する一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、設置工事については、供給者の負担で設置する。

イ 通信設備等の取り付け場所は、国家公務員共済組合連合会立川病院と供給者で協議の上、場所を選定し国家公務員共済組合連合会立川病院が提供する。

ウ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、供給者の負担で撤去する。

### (5) 支払の方法

支払の方法は、国家公務員共済組合連合会立川病院事業会計規程によることとし、供給者は当該月分の電力料金について、翌月1日を目途に請求するものとし、国家公務員共済組合連合会立川病院は、請求書受領後1ヶ月以内に支払うものとする。

### (6) 権利義務の譲渡等

この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ企業団の承諾を得た場合はこの限りではない。

### (7) 秘密の保持

供給者は、業務上知り得た情報及び事項を他に漏らしてはならない。また、供給期間終了後も同様とする。ただし、事前に承諾を得ている場合はこの限りではない。

### (8) 協議

本仕様書に定めのない事項は、国家公務員共済組合連合会立川病院と供給者双方で協議の上、決定するものとする。

## 別表

令和7年度月別の予定使用電力量

年月	契約電力 (kW)	使用電力量 (kWh)
4月	1,300	446,069
5月	1,300	428,105
6月	1,300	510,098
7月	1,300	594,617
8月	1,300	648,475
9月	1,300	584,686
10月	1,300	455,760
11月	1,300	444,518
12月	1,300	476,614
1月	1,300	483,535
2月	1,300	483,974
3月	1,300	453,994
	-	6,010,445

### 1 季節区分

#### ① 夏季

供給期間中、7月1日から9月30日までの期間をいう。

#### ② その他季

供給期間中、4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。

以上